

# 市職員の「仕事」と「子育て」を両立する ための人事制度の改正について

問い合わせ  
職員課給与厚生係  
TEL027-382-1111(内線1034)

# 育児休業を取得しやすい環境の整備

## 育児休業を取得する職員の昇任・昇格の取り扱いの変更

**現行** 在級年数から育児休業期間の2分の1を除算。

**改正後** 育児休業の取得期間を除いた実際に勤務した期間が必要在級年数の8割を満たし、かつ、勤務成績が良好であれば、昇任・昇格の対象とする。

適用年月日 令和6年4月1日

# 男性職員の育児休業の取得状況について

男性職員の育児休業取得率5ヶ年間の推移（医療職を除く）

